



**中山間地域での農林水産業ビジネスに
つながる活動を支援します！**

募集期間

令和7年7月1日(火)～7月16日(水) [必着]



 **広島市**

補助対象事業

農林水産物などの農村資源を活用した新たな農林水産業ビジネスにつながる活動

(具体的な事例)

- 農産物加工品などの特産品づくり
- 地元野菜を販売する拠点の設置
- 農家民泊等のグリーンツーリズム等

補助対象地域

次のいずれかに該当する地域（南区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の各一部）

- 山村振興法に基づく振興山村指定地域
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域指定地域
- 農林水産省の農業地域類型において中山間地域に設定されている地域
- 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

区	対 象 地 域
南区	似島町
安佐南区	伴北七丁目の一部、沼田町大字阿戸、大字吉山
安佐北区	白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、可部町大字南原、大字上町屋、大字下町屋、大字桐原、大林町、大林一丁目～四丁目、三入一丁目～七丁目、三入東一丁目・二丁目、三入南一丁目・二丁目、安佐町、あさひが丘一丁目～九丁目
安芸区	上瀬野町、上瀬野一丁目・二丁目、上瀬野南一丁目・二丁目、瀬野町、瀬野一丁目～五丁目、瀬野西一丁目～六丁目、瀬野南一丁目、瀬野南町、畑賀町、畑賀一丁目～三丁目、阿戸町
佐伯区	湯来町、杉並台、旧五日市町の一部

※ 詳しくはお問い合わせください。

補助対象団体（団体申請のみ可）

- ・ 農林漁業者を含む３人以上で構成される地域団体等
- ・ 協同労働団体

※ 詳しくは、「中山間地域好循環創出支援事業補助金（農林水産業ビジネス型）交付要綱」をご覧ください。

広島市HP

好循環創出支援事業

検索

～この補助金を使った取組事例！～

事例 「よしやま直売所」の開設

安佐南区の沼田町で、「Oishi 吉山」店内に、地元で採れた農作物を販売する「産直市」を開設しました。また、同店内では地元野菜を使った料理を提供するピュッフェも利用することができます。



事例 地域資源の生産・販売・交流づくり

安佐北区の鈴張地区では、遊休農地を活用し、地域資源として小麦栽培に取り組んでいます。収穫された小麦は地場産として地域飲食店への供給のほか、地元の学校の調理実習等にも提供されています。



事例 メンマの生産・販売

佐伯区の湯来町では、放置竹林の幼竹を活用し、メンマを作り、販売しています。また、地元の学校とも連携しながら、子どもたちに竹林整備や竹細工の面白さを広める取組を行っています。



補助内容

最大3か年を限度とします。

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の1分の1（全額）以内	100万円
2年度目	補助対象経費の3分の2以内	70万円
3年度目	補助対象経費の2分の1以内	50万円

【補助対象期間】

補助金交付決定通知の日から、令和8年3月31日までの間に実施する活動が、対象になります。

【その他】

- ・ ホームページ等での第三者への情報発信を積極的に行うことが必要となります。
- ・ 取組終了後3年間、実績報告書等の提出が必要になります。

申請方法等

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等を対象地域の区役所に提出してください。申請書については、区役所で配布し、市ホームページにも掲載しています。

＜申請時に必要な書類＞

- ・ 補助事業申請書
- ・ 事業計画書（取組の具体的な内容について記載したもの）
- ・ 収支予算書（取組の収支について記載したもの）
- ・ 団体の概要書など

※ 申請書等を当該事業の実施以外の目的に使用することはありません。

※ 市内部に設置する審査会において、申請書及び申請者によるプレゼンテーションに基づき、中山間地域の活性化・地域への貢献度、農村資源の活用、構成する地域団体等、実行性（計画性、地域住民等の理解等、必要な手続等、団体の実行力）、継続性・将来性、波及性・費用対効果の観点で審査します。

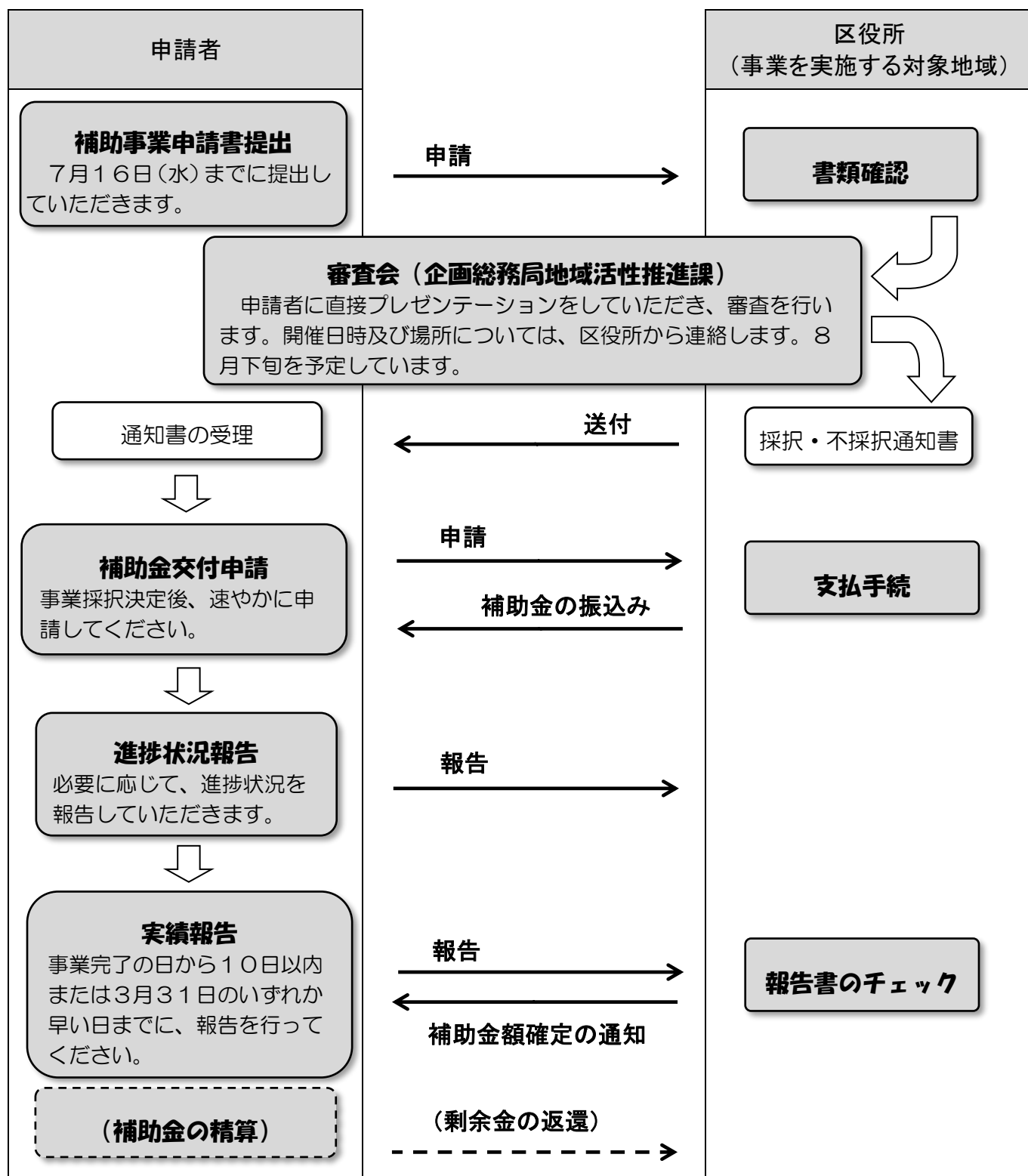
【注意1】申請にあたって

提出された書類は、原則返却いたしません。また、提出内容について後日問い合わせをする場合がありますので、必ず控えを作成し、日中に連絡を取ることができる連絡先（電話番号）を記入してください。

【注意2】継続事業について

複数年度にわたり、同一事業の補助を希望される場合は、初年度に年次計画書を添付してください。さらに年度毎の公募期間に、改めて補助事業申請を行ってください。（初年度補助対象となった場合でも、次年度以降の補助を確約したものではありません。）

公募から事業実施までの流れ



申請受付、問合せ先

区役所	電話番号	FAX
南区地域起こし推進課	082-250-8935	082-252-7179
安佐南区農林課	082-831-4950	082-877-2299
安佐北区農林課	082-819-3932	082-819-3885
安芸区農林課	082-821-4946	082-822-8069
佐伯区農林課	082-943-9767	082-943-9765

※ 申請書は、事業を実施する対象地域の区役所にご提出ください。